

議案第 36 号

石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例
を制定することについて

石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員等に係る基準については、市条例で定めることとなったため。

石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な職員等に係る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによること

できる。

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。